

第4回定例会

新たに、老人福祉センターほか3施設が、指定管理者に選定される

12月定例会は、12月6日から14日までの9日間の会期で開催され、町長提出議案13件と議案の撤回1件が上程されました。最終日には、追加議案として、教育委員の任命ほか1件が上程され、すべて原案どおり可決しました。

一般質問は6、7日に行われ、12人が厳しく町政をただしました。

また、請願1件を趣旨採択し、道路特定財源の一般財源化反対に関する議員提案の意見書を可決しました。

「玉村町地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定

平成18年5月、市街化調整区域の大規模開発、概ね5ha以上の開発要件だった旧都市計画法が廃止されたことに伴い、新都市計画法が規定する地区計画を要件とした開発許可を行うことになりました。

地区にはさまざまな個性があり、問題点も違います。

委員会質疑

齊藤委員 最初から地区計画を作るのではなく、5ha以上の開発が出たら条例を適用するのか。

都市建設課長 先に計画を作るのは可能だが、既存の地区にも網がかかるため、難しさがある。県内の実情は、開発計画があがったところだけ適用している。

寺田委員 メリットは何か。
都市建設課長 既存集落の利便性と整合性のある道路計画が図れ、環境に配慮した指導ができる。また、住民の意見や、開発者の意見の調整が必要となる。

討論

委員の総意は賛成のため省略

本会議の表決で、全会一致で可決しました。

議員提案の議案を可決

「道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書」を提出へ

国においては、一般財源化を前提とした道路特定財源の見直しが進められていますが、地方においてはまだまだ道路を中心とした社会資本の整備が遅れています。

よって、国に対し、地方の実情を深く認識するとともに、今までもどおり道路特定財源として道路関係事業費に充当されるよう要望するものです。

本案は、表決の結果、賛成多数で可決されました。

その他の条例改正

- 平成18年度玉村町農業共済事業の農作物共済（水稲・麦）・園芸施設共済無事戻しについて
- 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 玉村町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

すべて原案可決

「玉村町社会体育館条例の制定について」を撤回

本議案は、7月24日に開かれた第1回臨時会に上程され、行財政改革特別委員会に付託となり、継続審査となっていたものです。

12月定例会において町長から撤回請求があり、議会はこれを許可

撤回理由

公募により指定管理者を選定し、平成19年度から施行するには、期間が不足するため撤回する、としています。



道路整備は地方の重要課題

指定管理者の選定

公の施設を民間事業主が管理運営し、ノウハウや活力を発揮して、行政の効率化を図ります。12月定例会で、次の施設の指定管理者が選定されました。

●指定管理者の選定結果

- ▶ 玉村町北部公園 萩原造園土木(株)
- ▶ 玉村町老人福祉センター 社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会
- ▶ 玉村町障害者福祉センター のぼら 社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会
- ▶ 玉村町障害者福祉作業所 たんぼぼ 社会福祉法人 玉村町社会福祉協議会



障害者福祉作業所



老人福祉センター



北部公園 管理棟

補正予算審議

平成18年度各会計の補正予算は、次のとおり可決しました。

会 計 名	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
一 般 会 計	88億5,729万円	8,445万円	89億4,174万円	
老人保健特別会計	21億2,253万円	19万円	21億2,272万円	
介護保険特別会計	11億8,302万円	88万円	11億8,390万円	
下水道事業特別会計	11億9,660万円	135万円	11億9,795万円	
水道事業会計	収益的収入	6億2,901万円	231万円	6億3,132万円
	収益的支出	6億2,901万円	231万円	6億3,132万円
農業共済事業会計	収益的収入	8,945万円	32万円	8,977万円
	収益的支出	8,945万円	32万円	8,977万円

こんな質疑がありました

問 クリーンセンター管理事業の中に、焼却炉の耐火レンガ張り替え工事として約421.8万円が計上されている。急に壊れたとのことだが、耐用年数もあり、最初から調子が悪いのなら当初予算で組むべきでは。また、交換が必要かどうか検討したのか。

答 炉については、年4回定期的に状況検査を行っている。9月に検査を行った時、あと1年もたない状況だと指摘され、職員も目で見て確認した。1年のうち、ごみの量が一番少なくなるのが2月である。その時期を見越して、住民の皆様に影響を与えないよう形で補修したいと考え、12月補正として提出した。

問 平成18年度から指定管理者に移行している海洋センターだが、指定管理費として約382万円計上されている。灯油の値上がりによるものとのことだが、値上がりをしたからといって、そのまま町へ付け回しするよう形でよいのか。仕様書はどうなっているのか。

答 仕様書の中で「リスク分担」を定めている。運営費の上昇や急激な物価上昇については、「リスク分担」として町が負うことになっている。指定管理者を募集した平成17年8月時点では、灯油の値段は1リットルあたり43円だった。現在は、70円程度になっている。

問 ふれあい朝市の予算が減額となっている。朝市をなぜ中止したのか。努力不足ではないのか。

答 朝市開催が生産者にとって収益に結びつかないなど、メリットが少ない。このため、なかなか協力体制が得られないことが、中止の原因である。